

改正後	改正前
<p>P. 208</p> <p>7 駐輪場の配置 駐輪場が公道に接する場合、公道に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）は認めない。</p> <p>8 円滑に交通分散が可能な道路は参考として以下に例を示す。</p> <p>○A ・既存道路（開発地から交差点Aまでの道）を除き、有効幅員3.0m以上の道が2方向以上ある交差点を示す。</p> <p>○B ・交差点Aから有効幅員3.0m以上の道でつながった交差点を示す。 ・行き止まりではない道が2方向以上ある交差点を示す。</p> <p>■（点線） 表3-3または表3-5適用</p> <p>■（斜線） 表3-3適用</p> <p>■（縦線） 有効幅員 3.0m以上</p> <p>※開発地の面積が住宅地で1.0ha以上（住宅地以外で0.5ha以上）の場合は、交差点Aより幹線道路まで表3-3適用に定める幅員とする。</p> <p>※交差点とは、十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。（道路交通法第2条第5項より）</p>	<p>P. 208</p> <p>7 駐輪場の配置 駐輪場が公道に接する場合、公道に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）は認めない。</p>

改正後	改正前
<p>※A-B 間や B より先の道路について、安全が確保できない恐れがあると市が判断する場合などは別途協議によるものとする。</p>	